

Progress～進歩～

一期一会

新春のご挨拶を申し上げます。

31年1月号(広告)
2019年1月発行
三宅税理士法人
代表社員 三宅孝治
(中国税理士会 倉敷支部会員)
倉敷市中島2370番地14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第140号
発行担当者:鳥越 俊佑



旧年中は、格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございます。皆様におかれましては、健やかに新しい年を迎えられたことと存じます。三宅税理士法人は、今年もお客様のお役に立てるように突進させて頂きまますので、本年もどうぞよろしくお願い致します。本年が皆様方にとって、より良い年になりますことを、心よりお祈り致します。

三宅税理士法人 代表社員 税理士 三宅孝治

明けましておめでとうございます。
平成最後の年。そして迎える新しい時代。
平穏で、平凡で、ほっこりとしあわせを
みんなが感じられるそんな年でありますように。
本年もご指導のほど、宜しくお願いいたします。
岡本清美

新元号となる今年、どんな元号となるのでしょうか。気持ちも初心で、いろいろなことに取り組みたいと思います。1つの事を丁寧に、前向きな1年にしたいと思います。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

三宅佐知子

今年亥年、思い返してみれば就職したのも亥年でした。就職したばかりの頃は猪突猛進で目標に向かって多くを考えずに進んでいたように思いますが、年を経るに従って勢いだけでは済まない事も多くなってきたと感じます。猪は猪突猛進ばかりが目立ちますが、動物の中では賢い動物だそうです。勢いの中にもしっかりとした考えを持った行動でお客様のお役に立てますよう頑張っておりまますので、本年もどうぞよろしくお願い致します。

山本武史

最近、休みになれば、2歳になった息子に遊んでもらいながら過ごしています。子どもの成長というのはめまぐるしく、ただただ驚かされるばかりです。同じスピードで成長することはできないかもしれませんが、昨日より今日、先月より今月、昨年より今年と、必ず成長が実感できるよう、子どもに恥じない職場人となるためにも日々研鑽を積んで参ります。本年もどうぞよろしくお願い致します。

鳥越俊佑

新しい年を迎えるのはなんだかワクワクします。未熟な私は年齢をかさねることに若干の不安はありますが...新しい元号に変わることもあり、何かをスタートするにはいい機会なので気持ち新たに様々なことに取り組んでいこうと思います。本年もご指導ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

川澄知世

明けましておめでとうございます。今年が平成最後の年、そして新元号元年です。平成の締めくりにふさわしい年になるように、新たな気持ちで元年を迎えられるように、日々丁寧に過ごしたいと思います。本年もどうぞよろしくお願い致します。

宮田裕子

明けましておめでとうございます。旧年中は皆様大変お世話になりました。私事ではございますが、2月から産休・育児休暇に入らせて頂きます。人間としてより一層成長してまた元気に戻って参ります。皆様には休暇中ご迷惑をお掛けしますが、今後ともご指導、ご鞭撻のほどどうぞよろしくお願い致します。

三宅美見子

明けましておめでとうございます。入社して初めての新年を迎えました。「イノシシ」のように何事にもまっすぐひたむきに取り組んでまいります。まだまだ未熟でご迷惑をおかけしますが本年もご指導のほど宜しくお願いいたします。

松本奈々

あけましておめでとうございます。新年を迎える度、1年を振り返るとあっという間に過ぎている事に驚かされます。今年振り返った時に充実した1年だったと思えますよう、仕事にもプライベートにも邁進していきます。お客様のお役に立てますよう努力してまいりますので、本年もどうぞ宜しくお願い致します。

山崎亜紀

あけましておめでとうございます。昨年を振り返ると様々なことが起こった一年だったなあと、改めて感じます。今年を無事迎えられたことに感謝し、様々なことに猪突猛進!!...になりすぎず、時には冷静な判断と落ち着いた行動をとっていきけるよう、今年も頑張っていきます！本年もご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

河本朝香

昨年は、災害の多い年でした。私自身も被災し、大変な一年でした。今年、明るく笑顔のあふれる年となりますように...。私は、今年を健康元年とし、健康維持に努め、元気いっぱい過ごせるよう頑張りたいと思います。

平松和美

償却資産税について

先月、市町村から、償却資産の申告書が届いた事業所も多いことと存じます。今回は、その償却資産税についてのおさらいと、平成30年6月から始まっている、設備投資をした際の償却資産税の減税措置についてご紹介いたします。

償却資産税

概要

償却資産税とは、償却資産について課税される固定資産税のことをいいます。償却資産とは、個人事業主や法人が、その事業のために用いることができる土地・家屋以外の資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法上又は所得税法上の規定による所得の計算上損金または必要経費に算入されるものをいいます。いわゆる事業用の**構築物・機械・器具・備品**などが該当します。

申告制度

償却資産の所有者は、毎年1月1日(賦課期日)現在所有している償却資産の状況を1月31日までに所在地の市区町村に申告する必要があります。この申告に基づき納税額が決定します。

免税点

償却資産の課税標準額(全資産の合計額)が、150万円未満の場合は課税されません。

先端設備を取得した場合の償却資産税の減税措置

【制度の概要】

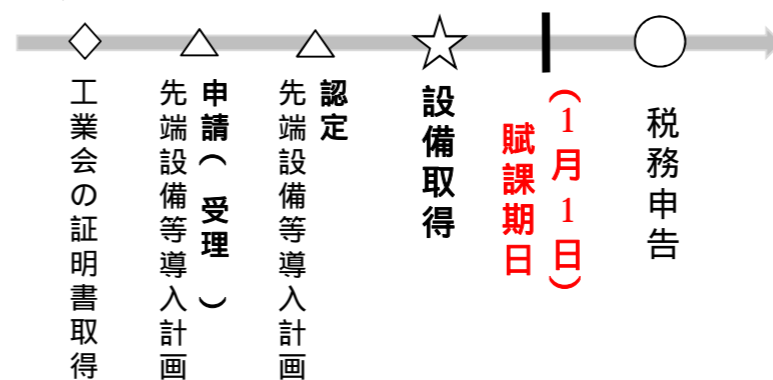
資本金1億円以下の法人又は個人事業主が、平成30年6月6日から平成33年3月31日までに、**市区町村から認定**を受けた「**先端設備等導入計画**」に基づき、一定の設備(新品に限ります。)を取得した場合、当該資産に係る償却資産税が3年間ゼロ~2分の1の間で市町村が定めた割合に軽減されます。(倉敷市、岡山市、浅口市、総社市、早島町はゼロとなることを確認しております。)

【対象設備】 (注)下記表はあくまで対象となり得る対象設備リストです。市区町村によって対象設備が異なる場合があります。(倉敷市、岡山市、浅口市、総社市、早島町はすべて対象となることを確認しております。)

設備の種類	用途又は細目	金額要件	
		1台1基又は一の取得価額	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	全て	30万円以上	6年以内
建物附属設備	全て	60万円以上	14年以内



【設備投資、計画認定のスケジュール】



償却資産税の税制優遇を受けるためには、該当する新規取得設備の**取得日より前に**「先端設備等導入計画」の申請・認定が必要です。(工業会の証明書の提出は例外的に設備投資後になってもOK)設備投資をする際は、まずメーカーに当該措置の適用の可否を確認いただき、余裕を持って左記のスケジュールを実行していただければと存じます。ご不明な点がございましたらいつでも弊社にご相談ください。

<Vision>

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー**：「Vision」
今月の開催日**1月17日(木)**です。
不透明な経済情勢が続いておりますが、このような状況にこそ経営計画が求められております。参加された経営者の方々からも多くのお喜びの声をいただいております。まだ参加されたことのない方、経営計画をつくってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
1月17日(木)	11・12・1・2月決算法人様	1月11日(金)
2月7日(木)	12・1・2・3月決算法人様	2月1日(金)
3月22日(金)	1・2・3・4月決算法人様	3月15日(金)

<1月スケジュール>

10	木	*12月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
17	木	*経営計画書作成セミナー：Vision
21	月	*7~12月分源泉所得税の納付期限(納期特例適用事業者)
31	木	*11月決算法人の確定申告・納付期限
		*5月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税等(4期)の納付期限(消費税年税額400万円超の2・8月決算法人)
		*源泉徴収票の交付及び提出期限
		*法定調査書の提出期限
		*給与支払報告書の提出期限
		*固定資産税の償却資産申告書の提出期限
		*個人住民税第4期分の納付期限